

令和元年度第3回東区協議会 次第

日時：令和元年6月26日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

令和元年度地域力向上事業（助成事業）の提案について

【区振興課】

(2) 地域課題について

4 その他

(1) 東区の取り組み

(2) その他

(3) 7月の開催予定 令和元年7月25日（木）午後1時30分から

会場：東区役所3階 31、32会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和元年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業1件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採択・不採択の決定通知を送付（6月）				
担当課	東区・区振興課	担当者	沼野・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区 分	予算額	交付決定額	残 額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	3,700,000 円	748,000 円	2,952,000 円	80,000 円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容		提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
3	東区キンボールスポーツ大会	東区スポーツ がんばる会	<p>・キンボールスポーツ大会を通じて、市民相互の親睦と運動不足を解消させ、健全な市民生活の充実に資する事を目的とする。</p> <p>・キンボールスポーツを行う事によって他校区との交流・親睦の輪が広がり、自主的なグループ活動の開催、校区を越えた繋がりや大人と子供の健全な交流の場、声を出せる場を持つことで健康で明るい健全な市民生活の充実に資する事が出来る。</p>	内容	<p>□キンボールスポーツ教室の開催 初心者から学べる教室を開催し、ルールや技術指導を行う。 開催回数：10回程度（8月～3月） ※審判研修会も教室の開催に併せ実施する。</p> <p>□キンボールスポーツ大会の開催 開催日：令和2年3月8日（日） 会 場：長上協働センター付設体育館</p>	200,000 円 (80,000 円) (40%)	2	<p>【採択（実施予定事業候補）】</p> <p>・キンボールを通じた健全な市民生活の充実とスポーツによる交流を図ることを目的とする事業である。 この事業は、文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業及び地域の特性を活かしたまちづくり事業に該当する。</p> <p><補助率>40%以内 ・2回目の採択であるため40%以内とした。</p>
				時期	令和元年8月24日（土）～令和2年3月8日（日）			
				場所	東区内体育施設			



区協議会の開催日程（6月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第3回	6月26日 (水)	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)令和元年度協働センターを核とした地域課題解決事業について ・(協議)令和元年度浜松市中区市民活動表彰について ・その他 	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第3回	6月26日 (水) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)令和元年度地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題 ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	—	—	—	—	—	—
南区協議会	第3回	6月25日 (火) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)平成30年度南区地域力向上事業の事後評価について ・(協議)令和元年度地域力向上事業の提案について ・地域課題 ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第3回	6月27日 (木) 15:30~	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)北区協議会 北区直虎ビューポイント選定委員会の設置について ・(協議)浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)のアンケート調査の実施について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第3回	6月27日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)令和元年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第3回	6月26日 (水) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(研修)避難所運営ゲーム(HUG訓練)実施 ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094

第1回交通安全委員会 議事概要

日 時 令和元年6月4日(火) 10:00~11:00

会 場 東区役所 33 会議室

出席者 大軒 孝幸、齋藤 國弘、齋藤 宣男、佐藤 公治、高橋 和美、田中 充
(50音順・敬称略)

事務局 沼野 恵樹、天野 数幸(東区区振興課)

○ 大軒委員長あいさつ

- ・辛い事件が多く発生している。
- ・交通事故が1件でも減るように委員会を進めていきたい。

1 平成30年の東区の交通安全事故状況について

(大軒委員長が資料に沿って説明)

- ・事故件数等は市全体では減少してきている。
H30年の東区の死者数は2人減ったが、事故件数、負傷者数共に、若干増加した。
- ・人身事故の発生状況の内訳を見てみると、追突や出会頭が全体の6割以上、法令違反別では、動静注視や安全確認があいかわらず全体の5割を占めている。

2 平成30年度の活動内容について

(大軒委員長が資料に沿って説明)

- ・敬老会のチラシは、区の担当職員が良いデザインのものを作成してくれた。
- ・街頭広報は雨天で1回中止したが、流通元町交差点での実施には毎回多くの参加があった。(参加者毎回約200人)

3 協議テーマの選定及び令和元年度の活動について

(1) 協議テーマの選定について

- ・協議テーマはH30年度から継続して「イエローストップ運動の推進」とする。
- ・テーマは2年継続する。

(2) 令和元年度の活動方針について

- ・委員会は6回開催を予定。
- ・「交通事故多発交差点の視察」「ドライブシュミレーション」「警察による交通安全講話」を実施予定。
- ・「敬老会での交通安全チラシ配布」を継続する。
- ・「東区交通安全フェア」、「交通安全運動街頭広報」への参加。

4 その他

- ・敬老会チラシの早期の作成を目指していただきたい。

- ・ のぼり旗のデザインに交通のローカルルールを取り入れてはどうか。
- ・ 街頭広報はマンネリ化している。分散型にした方が効果は上がるのではないか。
※警察は一極集中開催の方針を打ち出してきている。
- ・ 警察の講話はやさしいテーマでお願いしたい。

次回開催日 7月3日(水) 午前10時～ 東区役所3階31会議室

第1回地域防災委員会 議事概要

- 日 時 令和元年6月19日(水) 午後1時50分から午後2時30分
- 開 場 危機管理課危機管理センター
- 出席者 森和彦委員長、河合洋子委員、河合よしの委員、小池太江子委員、
鈴木洋次委員、藤田昌良委員
- 危機管理課 津田宜幸専門監、土谷レオナルド主任、加藤恵一職員
- 事務局 井田正人、大隅秀明、杉森保雄

1 議事

危機管理センター見学

- ①浜松市災害対策本部の基本方針と組織体制について【説明：危機管理課・土谷主任】
- ・区本部が非常に重要ー避難所と危機管理課（災害時：災害支援本部）との橋渡し役
- ②危機管理センターについて【説明：危機管理課・加藤職員】
- ・危機管理センター（危機管理課内）について紹介…危機管理センターのシステムの紹介
 - ・テレビ・河川カメラ・国交省カメラ・気象庁ホームページ・静岡県ホームページ等利用

(委員からの質疑)

- ア 住民にはどのように情報を周知しているか。
- イ 自主防の同報無線では情報を流すのか。また旧浜松は同報無線がないと思うが、旧浜松の情報伝達はどのように行うのか。
- ウ 高齢者の方はスマートホンを持っていない方もいると思うがどのように情報収集すれば良いか

(危機管理課の回答)

- ア 住民にはテレビ局（NHK・SBS）と協定を結びテロップやdボタンメニューでの周知、ラジオ、防災ホッとメール等で情報伝達をしている。
- イ 必ずしも、同報無線で情報を流すとは限らない。現在同報無線の更新を計画しており、今後、旧浜松でも同報無線の配備を検討している。
- ウ 普及しているテレビ・ラジオから自ら情報収集をしていただきたい。

③ 5段階レベル標記について

- ・平成 30 年 7 月豪雨で気象庁・各自治体が事前に避難を呼びかけたが、実際に避難に結びつかなかったことで多くの方が犠牲になった。5段階の警戒レベルを用いて情報伝達することになった。
- ・特に、警戒レベル 4 は避難勧告・避難指示を意味するので覚えていただきたい。

警戒レベル	避難の情報	発令者
レベル 1	早期注意情報	気象庁
レベル 2	洪水注意報告・大雨注意報	
レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	浜松市
レベル 4	避難勧告・避難指示	
レベル 5	災害発生情報（発災）	

(委員からの質疑)

- ア 住民の方にはどのように伝えるか。
- イ 河川は、本流だけでなく支流は観測していないのか。
- ウ 天竜川は氾濫する恐れがあるか。
- エ 地域によっては、安間川が氾濫して、天竜川も氾濫した場合、逃げられなくなる。どうすれば良いか。

(危機管理課回答)

- ア 広報はままつ6月号に掲載しているが、今後も丁寧に説明していく。
- イ 本流は観測しているが、支流は観測していない。
- ウ 天竜川は暴れ天竜と言われている。氾濫する恐れも十分考えられるので注意して欲しい。
- エ レベル 1、2、3…とレベルが上がっていく段階を注視していただき、氾濫した場合の情報をもとに早めの避難をお願いしたい。自宅か、隣の家の2階に避難（垂直避難）も日頃から検討して欲しい。

2 次回開催予定

令和元年 8 月～9 月 安間川遊水地整備事業見学予定

第1回地域福祉委員会 議事概要

日時 令和元年6月5日(水) 13:30~14:30

会場 東区役所3階 33会議室

出席者 石津幸子、熊岡邑子、杉本ともえ、鈴木祐一、高井昭、村松信子(50音順・敬称略)
大隅則男 社会福祉課長、青野守弘 長寿保険課長、野沢和好 健康づくり課長

事務局 吉垣幸和、長谷川光洋

1 議事

○協議テーマの選定について

「高齢者を取り巻く環境について」

昨年度に引き続き、「高齢者を取り巻く環境について」話し合っていくこととなった。

○今後(次回)の予定について

協議テーマを踏まえ、次回以降の内容について意見交換を行った。

- ・住民主体サービスに対する補助金制度について、条件などくわしく聞きたい
- ・介護保険制度が変わってきており、介護施設の利用状況等現在の状況について聞きたい。
- ・家族で介護している人を支援するようなものがないか。団体への助成ではなく、個人への支援について聞いてみたい。
- ・高齢者ドライバーの痛ましい事故が増えている。免許証の返納について、タクシーの割引などの話を聞くが、どういったサービスがあるか、返納後の交通事情など聞いてみたい
- ・サロン活動に対する助成金がスタートしている。これまでよりも助成金の額が増えたのは良いが、飲食には使えないなど条件が厳しくなっている。手続きや条件が厳しくなると金額が大きくても団体によっては、利用が困難となってくる。

上記の意見から今後の予定(案)は、以下の通り

①高齢者福祉課の補助金制度について(8月5日(月)午後)予定

②介護施設の利用状況の現状について(長寿保険課)

○地域包括支援センターを視察

○免許証の返納について

高齢者ドライバーについて(内容によって、交通安全委員会と合同で開催(要相談))

2 その他

【次回開催】

日時：令和元年8月5日(月) 13時30分から

会場：東区役所3階 33会議室

障害年金ガイド

平成31年度版

障害年金とは……………	1
受給要件……………	1
請求時期……………	4
障害年金・障害手当金の額…	5
障害年金に該当する状態……	7
Q & A……………	8
手続き……………	10
お問い合わせ先……………	11

障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下、「医師等」といいます）の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

受給要件

障害年金は、それぞれ「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

障害基礎年金

1 障害の原因となった病気やけがの**初診日**（次ページ「用語の説明」参照）が次のいずれかの間にあること。

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

* 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2 障害の状態が、**障害認定日**（次ページ「用語の説明」参照）または20歳に達したときに、**障害等級表**（7ページ「障害等級表」参照）に定める1級または2級に該当していること。

* **障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります（4ページ「事後重症による請求」参照）。

3 保険料の納付要件を満たしていること（3ページ参照）。20歳前の年金制度に加入していない期間に**初診日**がある場合は、納付要件は不要です。

障害厚生年金

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。
- 2 障害の状態が、**障害認定日**に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。
* **障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります(4ページ「事後重症による請求」参照)。
- 3 保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。

障害手当金(一時金)

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。
*国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。
- 2 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。
 - ・ **初診日**から5年以内に治っていること(症状が固定)
 - ・ 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
 - ・ 障害等級表に定める障害の状態であること
- 3 保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。

用語の説明

●初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。
同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

●障害認定日

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月をすぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

請求時期

障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「障害認定日による請求」といいます。

【例1】



障害年金
に該当す
る状態

受け取りは平成26年11月分からですが、初回の振り込みは、翌年4月に5カ月分(平成26年11月～翌3月分)となります。

<解説>

このケースでは、初診日が平成25年4月25日のため、障害認定日は1年6カ月をすぎた日である平成26年10月25日となります。障害認定日の症状が法令に定める障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、平成26年11月分から受け取れます。

事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

【例2】



障害年金
に該当し
ない状態

障害年金
に該当す
る状態

受け取りは平成26年11月分からですが、初回の振り込みは翌年4月に5カ月分(平成26年11月～翌3月分)となります。

<解説>

このケースでは、初診日は平成22年10月となります。障害認定日には、症状が軽かったので、障害年金には該当しませんでした。しかし、平成26年10月10日から人工透析(2級相当)を開始したため、人工透析開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分(平成26年11月分)から受け取れます。

* 請求日が平成26年11月となった場合は、平成26年12月分からの受け取りになり、請求日が遅くなると受け取りの開始時期が遅くなります。障害年金を受け取ることができる状態になった場合は、すみやかにご請求ください。(請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。)

障害年金・障害手当金の額

障害基礎年金・障害厚生年金

障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。

また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

図は、イメージのため金額の多寡などは考慮しておりません。

	1級・2級	3級
厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金
	配偶者の加給年金額*	
国民年金	障害基礎年金	
	子の加算額*	

*対象者がいる方のみ加算されます。

障害年金額・障害手当金額の計算方法

障害年金の額の計算方法は、障害の状態(等級)により異なります。例えば、障害年金の1級は、2級の1.25倍となっています。

障害の程度	年金・手当金の金額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1級	報酬比例の年金額 × 1.25 + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	975,125円 + (子の加算額)
2級	報酬比例の年金額 + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	780,100円 + (子の加算額)
3級	報酬比例の年金額 585,100円に満たないときは、585,100円	—
障害手当金 (一時金)	(報酬比例の年金額) × 2 1,170,200円に満たないときは、1,170,200円	—

障害厚生年金(報酬比例)・障害手当金(一時金)の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A:平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 3}$$

B:平成15年4月以後の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 3}$$

※1 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬額……平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※3 加入期間の月数……加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	224,500円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 224,500円	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳になった後の最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 74,800円		

* 配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る)または障害年金を受け取る間は、「配偶者加給年金額」は止まります。

障害年金に該当する状態

障害等級表

* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

	障害の状態	障害の状態
障害の程度1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 脊柱(せきぢゅう)の機能に著しい障害を残すもの 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの 10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11. 両下肢の十趾(し)の用を廃したもの 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 両眼による視野が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの 5. 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの 6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9. 脊柱の機能に障害を残すもの 10. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 11. 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14. 一上肢の二指以上を失ったもの 15. 一上肢のひとさし指を失ったもの 16. 一上肢の三指以上の用を廃したもの 17. ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの 18. 一上肢のおや指の用を廃したもの 19. 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの 20. 一下肢の五趾の用を廃したもの 21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
障害の程度2級		

厚生年金保険法施行令別表第1より

厚生年金保険法施行令別表第2より

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
国民年金法施行令別表より

Q & A

障害年金の対象となる病気やけがとは

Q1 障害年金の対象となる病気やけがにはどのようなものがありますか？

A1

障害年金は、年金加入中の病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて請求することができます。

障害年金の対象となる病気やけがは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象になります。

病気やけがの主なものは次のとおりです。

1.外部障害

眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など

2.精神障害

統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など

3.内部障害

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

障害の状態が変わったとき

Q2 現在、3級の障害厚生年金を受け取っていますが、障害の状態が悪化しました。1級または2級に障害等級を変更することはできますか？

A2

65歳になるまでに障害の状態が悪くなった場合は、年金額を改定する請求ができます。

なお、過去に一度でも障害等級2級以上に該当したことがある方は、65歳を過ぎても年金額を改定する請求ができます。

年金額の改定は、ご本人の請求によるほか、日本年金機構へ定期的に提出する診断書により行われます。

2つ以上の障害の状態になったとき

Q3 2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受け取っていますが、別のけがで障害が残りました。前後の障害をあわせて障害年金を受け取ることはできますか？

A3

1級・2級の障害年金を受け取っている方が、さらに別の病気やけがで1級・2級の障害年金を受け取れるようになった場合は、前後の障害をあわせて認定し、1つの障害基礎年金・障害厚生年金を受け取れます。

また、後の障害が3級以下に該当するときは、65歳になるまでに2つの障害をあわせて障害の状態が重くなった場合、年金額を改定する請求ができます。

障害年金以外に老齢年金や遺族年金の受給権があるとき

Q4 現在62歳で遺族厚生年金を受け取っています。2級の障害基礎年金を受け取ることになりましたが、2つの年金を同時に受け取ることができますか？また、65歳からはあわせて老齢基礎年金も受け取ることができますか？

A4

65歳になるまでは「遺族厚生年金」「障害基礎年金」のどちらか一方の年金を選択することになります。

65歳になると「障害基礎年金と遺族厚生年金」または「老齢基礎年金と遺族厚生年金」をあわせて受け取ることができます。ただし、老齢基礎年金と障害基礎年金をあわせて受け取ることができません。

業務上の病気やけがによるとき

Q5 厚生年金加入中ですが、工作中(業務上)にけがを負ってしまいました。業務上の病気やけがの場合、障害厚生年金はどのようにになりますか？

A5

業務上の病気やけがであっても障害年金を請求することができます。

ただし、労働基準法の規定による障害給付を受け取る権利があるときは、6年間、障害厚生年金を受け取ることができません。

また、労働者災害補償保険法の規定による障害給付が行われるときは、労働者災害補償保険法の給付の一部が減額されます。

障害手当金を受け取れないとき

Q6 老齢厚生年金を受け取っています。障害手当金を受け取ることができますか？

A6

老齢厚生年金を受け取っている方は、障害手当金を受け取ることができません。

また、障害認定日において次に該当する方は、障害手当金を受け取ることができません。

- ・国民年金、厚生年金または共済年金を受け取っている方
- ・労働基準法または労働者災害補償保険法等により障害補償を受け取っている方
- ・船員保険法による障害を支払事由とする給付を受け取っている方

健康保険の傷病手当金を受給していたことがあるとき

Q7 同じ病気で傷病手当金を受給していたことがありますが、どのようにになりますか？

A7

過去に傷病手当金を受給した期間に対して、同一の病気やけがで障害厚生年金を遡って受給できることとなった場合は、受給済みの傷病手当金が調整されます。詳しくは、「協会けんぽ」等へお問い合わせください。

※「協会けんぽ」等：傷病手当金を受給していた健康保険の保険者(協会けんぽ、健康保険組合等があります)

手続き

障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金(一時金)を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。障害の状態になった場合は、お近くの年金事務所などにご相談ください。

■ 請求書類などの提出先

20歳前に初診日がある方 国民年金加入中に初診日がある方など 障害基礎年金	➔	お近くの年金事務所 お住まいの市(区)役所または町村役場
厚生年金加入中に初診日がある方など 障害厚生年金 障害手当金(一時金)	➔	お近くの年金事務所(初診日時点で共済組合等に参加していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等)

■ 手続きの流れ

初診日を確認のうえ、年金事務所や市(区)役所または町村役場に相談します。

- ・事前に保険料の納付要件や手続きに必要な書類(診断書など)を確認します。

「年金請求書」を年金事務所や市(区)役所または町村役場に提出します。

- ・日本年金機構で、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。

「年金証書」「年金決定通知書」「年金を受給される皆様へ(パンフレット)」が日本年金機構からご自宅に届きます。

- ・年金請求書の提出から、約3カ月後に届きます。
*主治医に障害の状態を確認する必要がある等の理由により、審査に時間を要する場合があります。
- ・パンフレットには、必要な届出などを記載しています。
年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。
- ・障害年金を受け取れない場合には、日本年金機構から不支給決定通知書が送付されます。

年金証書がご自宅に届いてから約1~2カ月後に、年金の振り込みが始まります。

- ・年金請求時に指定された口座へ、偶数月に2カ月分振り込まれます。

お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。
障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。

年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！
来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！

『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6700-1165

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6631-7521

<受付時間> 月～金曜日（平日） 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
- このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザーID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。

東区役所庁舎の受動喫煙防止対策について

1 背景

「健康増進法の一部を改正する法律」が平成 30 年 7 月 25 日に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められた。

このため、浜松市においても「市施設における受動喫煙防止対策の基本方針」が改正され、第一種施設（学校、病院、行政機関の庁舎等）は敷地内禁煙（屋外に特定屋外喫煙場所を設置しない）となり、東区役所も敷地内禁煙を実施する。

2 内容

実施開始：令和元年 7 月 1 日（月）から

禁煙範囲：図 1 のとおり

来庁者への案内：図 2、3 の表示を駐車場内、庁舎内に設置予定

<図 1 >



<図 2、3 >



図 2（屋外用）



図 3（屋内用）

生ごみ堆肥化容器無料配布について

区民生活課

1 条件

市内在住で容器およびできた堆肥の使用ができ、配布日に容器を受け取ることができる人で、平成29年4月以降に堆肥化容器の無料配布を受けていない世帯。

2 配布件数

市全体で670世帯程度（応募者多数の場合は抽選）

3 配布日時・配布場所

東区内は、令和元年9月28日（土）午前9時から午前11時 東区役所

4 申込方法

- ・コンポスト容器 2個1セット（たて60cm×よこ70cm程度）
- ・密封発酵容器 2個1セット（たて45cm×よこ25cm程度 発酵促進剤1袋付）

往復はがきの往信用に希望する容器、住所、氏名、電話番号、受取希望場所を記入、返信用宛名に自身の住所と名前を書いて、

ごみ減量推進課（〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号）へ
7月5日（金）消印有効。1世帯につき1通の応募。結果は8月中旬に通知。

5 その他



- ① 直径45cm、深さ50cmの穴を掘り1個目の容器を埋める。
（雨水が入らないように容器を10cmほど地面より上に出しておく）
- ② 生ごみ・乾いた落ち葉等と土を交互に入れ、サンドイッチ状にする。一杯になったら、最後に土をかぶせ放置する。

コンポスト容器 ※堆肥になる期間は、約3か月ぐらいです。（冬場はもう少しかかります。）



密封発酵容器

- ① 生ごみは水を切り、出来るだけ早くバケツに入れボカシを振る。（生ごみ1kgに対しボカシ10g）
- ② 内蓋をして重石を置くと空気や水分が抜けて失敗が少ないです。
- ③ 外蓋の真ん中を片手で押さえながら外蓋の端を浮かせてガスを抜き、しっかり密閉する。
- ④ 容器の底に液肥が溜まったら、コックを開いて抜いてください。
- ⑤ 容器が一杯になったら、日のあたらぬ所で成熟させれば、堆肥となります。（夏場は1週間、冬場は2週間ぐらい。）

**生ごみ堆肥化容器を
無料配布します！**

「ごみ減量推進課 ☎453・6192

内容 コンポスト容器(縦60cm×横70cm)

または、密封発酵容器(縦45cm×横25cm)を無料配布

※どちらか1種類、2個セット

条件 市内在住で容器およびできた堆肥の使用ができ、配布日に容器を受け取ることができる人で、平成29年4月以降に堆肥化容器の無料配

布を受けていない世帯

件数 市全体で670世帯程度(応募者多数の場合は抽選)

※1世帯につき1通の応募。結果は8月中旬に通知。

申込 往復はがきの往信用に①希望する容器(コンポスト容器または「密封発酵容器」)②住所③氏名④電話番号⑤受取希望場所(A)~(K)の中から1つ選択⑥「使い方セミナー」受講希望の有無(中区役所、北区役所のみ)を、返信用宛名に自身の住所と名前を書いて、ごみ減量推進課 ☎432・8023 中区鴨江三丁目1-10へ(7月5日(金)消印有効)

※往復はがき以外での申込不可

施設	配布日時	
A 中区役所 B 西区役所 C 南区役所	9月7日(土)	午前9時～11時
D 東区役所 E 北区役所 F 浜北環境事業所	9月28日(土)	
G 天竜区役所	9月17日(火)～20日(金)	
H 春野協働センター I 佐久間協働センター J 龍山協働センター K 水窪協働センター	9月10日(火)～13日(金)	午前8時30分～午後5時15分

※A、Eにて午前9時から「使い方セミナー」を実施(要申し込み)。初めて堆肥化容器を使用する人は受講をお勧めします。

